

ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れることを表明します。本コードが2020年3月に改訂されたことを踏まえ、取組方針を更新いたしました。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、資産運用者としての機関投資家として、受託者責任を適切に遂行する観点から、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ります。当社は、当社関係外国法人である運用再委託先に運用を委託しているため、運用再委託先のスチュワードシップ責任に関する方針を確認し、必要に応じて運用再委託先と協議を行うことにより、スチュワードシップ責任の管理責任を果たします。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、顧客・受益者の利益を最優先し、利益相反を排除するように努めます。当社は、当社関係外国法人である運用再委託先に運用を再委託しているため、運用再委託先の利益相反に関する方針を確認し、必要に応じて運用再委託先と協議を行うことにより、利益相反の管理責任を果たします。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、当社関係外国法人である運用再委託先に運用を再委託しております。原則として運用再委託先の方針を尊重しつつも、運用再委託先のスチュワードシップ・コード受け入れ状況やスチュワードシップ活動等を定期的にモニタリングの上、必要に応じて具体的に確認いたします。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、当社関係外国法人である運用再委託先に運用を再委託しております。原則として運用再委託先の方針を尊重しつつも、運用再委託先のスチュワードシップ・コード受け入れ状況やスチュワードシップ活動等を定期的にモニタリングの上、必要に応じて具体的に確認いたします。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるように工夫すべきである。

当社は、適切な議決権の行使が投資先企業の持続的成長に資すると考え、議決権行使の考え方をホームページで公表しています。当社は、当社関係外国法人である運用再委託先に運用を再委託しているため、運用再委託先の議決権の行使に関する方針や行使結果を確認し、必要に応じて運用再委託先と協議を行うことにより、議決権の行使の管理責任を果たします。

原則6. 機関投資家は、議決権の行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、議決権行使内容について、集計結果および個別議案への行使内容をホームページで公表しています。加えて、必要に応じて顧客・受益者に対して議決権行使結果やスチュワードシップ活動について定期的に報告します。

原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、当社関係外国法人である運用再委託先に運用を再委託しております。運用再委託先がスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えているか確認します。